

なぜ 障がい者差別禁止条例か

障がい者差別禁止条例で
何が変わるか

ね ら い

- ①誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らせる社会を実現する
- ②障がい者の差別禁止と社会参加実現を目的とする国連の障がい者権利条約へのわが国の批准と障がい者差別禁止法の制定を促進する

障がい者の地域生活のために

- 福祉サービスの充実だけでは不十分

- 住民意識への働きかけが必要
 - ・障がいと障がい者の理解
 - ・誤解や偏見の解消

- 障がい者への理解を広げ、差別をなくす取り組みを幅広い県民運動として展開していくことが必要

障がい者基本法（平成16年6月）

○基本理念（第3条第3号）

何人も障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

○国及び地方公共団体の責務（第4条）

障がい者の権利の擁護及び障がい者に対する差別の防止を図りつつ、障がい者の自立及び社会参加を支援すること等により、障がい者の福祉を増進する

○国民の責務（第6条）

……障がい者が差別されることがない社会の実現に寄与するように努めなくてはならない

しかし、社会実態は（千葉県での募集事例から）

- プールで……………「何かあったとき」に対応できないので利用はお断りします
- バス旅行の申込…障がいのある人は、付き添いの方がいてもちょっと…
- 温泉施設で……………他のお客さんの迷惑になるので、ご遠慮ください
- レストランで……酸素ボンベがタバコの火で爆発するかもしれないので、ご遠慮下さい
- 医療機関で……………じっとしていない子は診察できません
- 企業で……………企業秘密が漏れるから、会議に手話通訳はつけられません
- 小学校への進学…お子さんのことを思うなら、養護学校がいい。普通学校に行くのなら、送り迎え、トイレなど、お母さんの方でお願いします
- 住宅の賃貸……………安全を保障いたしかねますので、お貸しできません
- 重度障がい児のお母さん…「大変ですね」「かわいそうに」と言われるのが一番いや

事例からわかること

- 悪意で差別している事例は少ない
 - 多くは障がいそのものに対する知識や理解がないこと、偏見が原因
 - 何らかの支援や配慮がないことで、結果として社会から排除されているケースも多い
 - 同じ行為でも、受けとめ方で親切にも差別にもなる
 - 「障がいがない人が考える差別」と「障がいのある人が感じる差別」との間には大きなギャップがある
- このようなギャップを埋めていかなければ、障がいのある人が地域社会で暮らしていくことは難しい

何が「差別」なのか分からないと…

- 意図しなくても「差別」したと言われるのではないかという恐怖感
- 差別問題に対する拒絶反応
- 障がいのある人との感情的な対立

障がいのある人に対する「差別」は個人の良心で判断すべきものではない。
だから、県民の共通の物指し「条例」が必要

条例制定の目的

障がいのある人への理解を広げ、

- ①誤解や偏見などによる障がいのある人に対する不利益な取り扱いをなくす
- ②障がいのある人もない人と同じように暮らすことのできる、バリアーのない社会
「誰もが暮らしやすい社会」の実現を目指す

基本理念

- 差別をする側とされる側という対立構図を克服し
- 全ての人が暮らしやすい社会を目指して
- 理解し、協力しあって暮らしやすい社会をつくる

罰則で取り締まったり、規制したりする条例ではない
(敵を懲らしめるのではなく、味方を増やす)

条例で何を規定するか（予定案）

- 「何が差別か」を明確化する（定義）
- 差別をなくすための仕組みを創設する
 - ①障がいのある人に優しい取り組みを応援する仕組み
 - ②皆で話し合い、実践する仕組み
 - ③日常生活の中で生じる、個別の障がいを理由とした不利益取扱い等の問題について、第三者が間に入って事案を解決する仕組み

「何が差別なのか」差別の定義について

差別にあたると思われる事例には
2つの類型がある

県民の共通の基準の明確化

①障がいを理由に、他の人と違う扱いをする場合

☞ ■「障がいを理由とした」不利益取扱いについて定義
する

☞ (福祉サービス・医療・雇用・日常サービス等各分野)

②他の人と違う扱いをしていなくても、一定の配慮
がないことで、結果として社会から排除されてし
まう場合

☞ ■「合理的な配慮に基づく措置」の欠如について定義
する

☞ (障がいのある人がない人と同じような日常生活や
社会生活を営むために必要な一定の調整や変更)

個別事業解決の仕組み

皆で議論し実践する仕組み

頑張っている人を応援する仕組み